

別紙3中、1(1)①イ(ロ)イ)Bのうち、「ただし、近畿自動車道伊勢線(飛島ジャンクションから名古屋西ジャンクションまでの区間)が供用開始する日から適用するものとする。」を削る。

別紙3中、1.(1)①ロ(ロ)のうち、「(ロ)名古屋環状2号線の各区間の1回の通行に係る料金の額は、次のイ)からロ)に掲げる表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。」を「(ロ)名古屋環状2号線の各区間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。」に改め、イ)及び「(ロ)近畿自動車道伊勢線(飛島ジャンクションから名古屋西ジャンクションまでの区間)が供用開始する日から」を削る。

別紙3中、1.(1)②へのうち、「へ 東海環状自動車道における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次の(イ)から(ロ)に掲げる表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする」を「へ 東海環状自動車道における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする」に改め、(イ)及び「(ロ)近畿自動車道伊勢線(飛島ジャンクションから名古屋西ジャンクションまでの区間)が供用開始する日から」を削る。

別紙3中、1.(1)③のうち、イを「対距離制区間の消費税率を乗じた額が10,000円を超える場合には、①イ(ハ)ハ)又は②への規定にかかわらず、対距離制区間の消費税率を乗じた額を切り捨てにより、100円単位の端数処理を行った額を適用するものとする。」に改め、ハを削る。

別紙3中、1.(1)④イ(イ)のうち、「⑩、⑫又は⑮」を「⑨、⑪又は⑬」に改める。

別紙3中、1.(1)④イ(ロ)を次のとおり改める。

(ロ) 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間(東京外環自動車道又は首都高速道路株式会社が管理する道路が介在する場合を含む。また、ここでいう甲インターチェンジ及び乙インターチェンジは東京外環自動車道及び首都高速道路株式会社が管理する道路のインターチェンジを含まない。以下(ロ)において同じ。)に、次表の(A)に掲げる接続部相互間を経由し東京外環自動車道を連続して通行することが可能な経路(ただし、首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する場合を除く。)(以下「東京外環自動車道経路」という。)又は次表の(B)に掲げる接続部相互間を経由し首都高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行することが可能な経路(以下「首都高速道路経路」という。)があり通行する場合(ETC車に限る。ただし、新倉PAで転回する場合を除く。)における甲イ

インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額のうち次のイ) からハ) までに該当する場合の料金の額は、その定める方法により適用した額とする。ただし、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間において重複する地点を走行した場合及び甲インターチェンジと(A)若しくは(B)に掲げる接続部の間又は(A)若しくは(B)に掲げる接続部と乙インターチェンジの間における倍超経路を走行した場合並びに甲インターチェンジと乙インターチェンジの間(東京外環自動車道及び首都高速道路株式会社が管理する道路が介在する場合を除く)において倍超経路を走行した場合を除く。また、東京外環自動車道経路を走行した場合は、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間における首都圏中央連絡自動車道等経路(東京外環自動車道経路及び首都高速道路経路以外の経路をいう。以下同じ。)のうち首都圏中央連絡自動車道を含む経路の中でキロ程の最も短い経路が倍超経路となる場合を除く。

なお、イ) からハ) までに掲げる、首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額、東京外環自動車道経路の料金の額、首都高速道路経路の料金の額は、次のとおり算出した料金の額をいう。

首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額：

①、②、③及び④イ(イ)及び(ハ)に定める方法により算出((2)③から⑥まで、⑨から⑪まで又は⑬で定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出)した、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額とする。

東京外環自動車道経路の料金の額：

①、②、③及び④イ(イ)及び(ハ)に定める方法により算出((2)③から⑥まで、⑨から⑪まで又は⑬で定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出)した、当該経路における甲インターチェンジと(A)に掲げる接続部相互間の1回の通行に係る料金の額、①ロ(イ)に定める料金の額及び(A)に掲げる接続部と乙インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額を合算した額とする。

首都高速道路経路の料金の額：

①、②、③及び④イ(イ)及び(ハ)に定める方法により算出((2)③から⑥まで、⑨から⑪まで又は⑬で定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出)した、当該経路における甲インターチェンジと(B)に掲げる接続部相互間の1回の通行に係る料金の額並びに①ロ(イ)に定める料金の額並びに首都高速道路株式会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度(この場合、適用する割引制度は、上限料金の引下げに係る割引及び深夜割引に限る。)を適用して算出した額並びに(B)に掲げる接続部と乙インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額を合算した額とする。

(A)

東京外環自動車道と中央自動車道富士吉田線との接続部
東京外環自動車道と第一東海自動車道との接続部
東京外環自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線との接続部
東京外環自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線との接続部
東京外環自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道との接続部
東京外環自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線との接続部
東京外環自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東埼玉道路との接続部

(B)
中央自動車道富士吉田線と都道首都高速4号線との接続部
第一東海自動車道と都道首都高速3号線との接続部
東京外環自動車道と埼玉県道高速板橋戸田線との接続部
東京外環自動車道及び東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線と埼玉県道高速葛飾川口線との接続部
東京外環自動車道及び東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道と埼玉県道高速足立三郷線との接続部
東京外環自動車道及び東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線と千葉県道高速湾岸線との接続部
京葉道路と都道首都高速7号線との接続部（ただし、京葉道路のうち京葉ジャンクションから宮野木ジャンクションまでの区間の一部又は全部を通行する場合を除く。）

イ) 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額が最も低い額となる場合

首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額を東京外環自動車道経路の料金の額に適用するものとする。

ロ) 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち東京外環自動車道経路が最も低い額となる場合

東京外環自動車道経路の料金の額を首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額に適用するものとする。

ハ) 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち首都高速道路経路が最も低い額となる場合

首都高速道路経路の料金の額を首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額及び東京外環自動車道経路の料金の額に適用するものとする。

別紙3中、1.(1)④イ(ハ)のうち、「(ただし、近畿自動車道伊勢線(飛鳥ジャンクションから名古屋西ジャンクションまでの区間)が供用開始する日から適用するものとする。)」を削り、「⑩から⑫まで又は⑮」を「⑨から⑪まで又は⑬」に改める。

別紙3中、1.(1)⑤イのうち、「ただし、近畿自動車道伊勢線飛鳥ジャンクションから名

古屋西ジャンクションまでの区間が供用開始する日から適用するものとする。」を削る

別紙3中、1.(2)のうち、⑧の項を削り、⑨から⑫までの項を1つ繰り上げる。

別紙3中、1.(2)のうち、⑬の項を削り、⑭から⑱の項を2つ繰り上げる。

別紙3中、1.(2)のうち、⑲と⑳と㉑の項を1つ繰り上げ、㉒の項の次に次を加える。

⑰二輪車定率割引

イ 割引をする自動車

ハに定める期間のうち休日の1日間(ただし、交通混雑期の交通の分散又は新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、中日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。)に、対距離制区間、区間料金制区間及び一般有料道路を、ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車のうち、軽自動車等(ただし、別添1-1若しくは別添1-2に掲げる自動車の種類がイ(ただし、二輪自動車に限る。)又はハで、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。)

ただし、本割引の適用は、各インターチェンジ相互間の1回の通行のキロ程が100キロメートルを超える場合に限るものとし、各インターチェンジ相互間のキロ程は、別添3、別添5及び別添8のキロ程により算出するものとする。インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合のキロ程は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程を適用する。

なお、次表に掲げる場合(二以上の場合に該当するときを含む。)は、それぞれの通行に係るキロ程を合算して算出する。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に区間料金制区間、新湘南バイパス、西湘バイパス、東富士五湖道路又は小田原厚木道路を含む場合。
第一東海自動車道と東富士五湖道路を、第一東海自動車道の御殿場インターチェンジと東富士五湖道路の須走インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中部横断自動車道を富沢インターチェンジと六郷インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
東海北陸自動車道と安房峠道路を、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中央自動車道長野線と安房峠道路を、中央自動車道長野線の松本インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中央自動車道西宮線又は第一東海自動車道と近畿自動車道名古屋山線を中央自動車道西宮線又は第一東海自動車道の小牧インターチェンジと近畿自動車道名古屋山線の楠ジャンクション

ンを經由し連続して通行する場合。

中央自動車道西宮線と近畿自動車道名古屋亀山線を中央自動車道西宮線の一宮インターチェンジと近畿自動車道名古屋亀山線の清洲ジャンクションを經由し連続して通行する場合。

ロ 割引率等

割引率は37.5パーセントとし、対距離制区間、区間料金制区間及び一般有料道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間、区間料金制区間及び一般有料道路の別（ただし、対距離制区間及び一般有料道路を連続して通行する場合は、甲インターチェンジと乙インターチェンジのインターチェンジ相互間の料金の額。）により算出し、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

また、1.(1)④に定める料金算定の特例を適用する場合は、料金算定の特例を適用した額に本割引を適用する。

ハ 実施する期間

令和4年4月2日から同年11月27日まで。

別紙3中、1.(2)②ロ(イ)イ)及びロ)のうち、  
「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

別紙3中、1.(2)②ロ(イ)ハ)のうち、「近畿自動車道伊勢線（飛島ジャンクションから名古屋西ジャンクションまでの区間）が供用開始する日から、」を削る。

別紙3中、1.(2)④イの表のうち、⑨を⑧に改める。

別紙3中、1.(2)⑥イのうち、「(ただし、名古屋環状2号線については、近畿自動車道伊勢線（飛島ジャンクションから名古屋西ジャンクションまでの区間）が供用開始する日から除くものとする。）」を削る。

別紙3中、1.(2)⑦イの本文とハを次のとおり改める。

イ 割引をする自動車

次表の(A)に掲げる道路、(B)に掲げる東京外環自動車道の区間及び(C)に掲げる首都高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行し、ハに定める首都高速道路株式会社の入口、出口又は東京高速道路株式会社が管理する道路の接続部（以下この項において「対象出入口等」という。）を入口又は出口として通行するETC車（ただし、新倉PAで転回する場合を除く。）。

なお、首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する E T C 車が、東京高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行し、更に連続して首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する場合は、これを 1 回の通行とみなすものとする。

#### ハ 対象出入口等

首都高速道路株式会社が管理する都道首都高速 1 号線の宝町入口又は出口（以下「出入口」という。）及び京橋出入口から銀座出入口までの各出入口並びに都道首都高速 2 号線の汐留出入口及び芝公園出入口並びに都道首都高速 2 号分岐線の飯倉出入口並びに都道首都高速 3 号線の霞が関出入口並びに都道首都高速 4 号線の丸の内出入口から常盤橋出入口までの各出入口、神田橋出入口、北の丸出入口及び代官町出入口並びに都道首都高速 4 号分岐線の江戸橋出入口及び呉服橋出入口並びに首都高速道路株式会社が管理する道路と東京高速道路株式会社の管理する道路の接続部。

別紙 3 中、1. (2) ⑧のうち、ニを削る。

別紙 3 中、1. (2) ⑪ロのうち、「ただし、東海環状自動車道については、近畿自動車道伊勢線（飛鳥ジャンクションから名古屋西ジャンクションまでの区間）が供用開始する日から適用するものとする。」を削る。

別紙 3 中、1. (2) ⑱のうち、イ、ハ、ニを次のとおり改める。

#### イ 割引相互間の重複適用関係

①から③まで及び⑥から⑱までに定める割引相互間の重複適用関係は別添 7 のとおりとする。

#### ハ ④と①、③、⑥、⑧から⑱までの割引相互間における重複適用関係

(イ) ④と①、⑧又は⑱から⑱までは、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。

(ロ) ④と③、⑥、⑨から⑱まで、⑮又は⑱の割引適用要件に該当する自動車の場合、④の割引は適用しないものとする。ただし、④ロの(イ)から(ハ)により算出した額が、⑨、⑩、又は⑱の割引を適用した額より低い場合には、⑨、⑩又は⑱の割引を適用した額から④ロの(イ)から(ハ)により算出した額を差し引いた額を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

#### ニ ⑤と②、③、⑥、⑧から⑱まで又は⑱の割引相互間における重複適用関係

(イ) ⑤と⑧又は⑱から⑱までの割引適用要件に該当する自動車の場合、⑧又は⑱から⑱までの割引適用後に、⑤の割引を適用する。

(ロ) ⑤と②の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、次式により算出した額に②の割引を適用する。

$$A - (A - B) \times 2$$

(注) 上記式において、A、Bは、それぞれ次の値を表すものとする。

A：(1) に定める料金の額（ただし、⑨又は⑩の割引適用要件に該当する自動車の場合  
は、当該割引を適用した額とする。）。

B：月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合における、⑤ロの（イ）から  
（ハ）で算出した料金の額

(ハ) ⑤と⑬の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、⑬の割引を適用  
する。

(ニ) ⑤と③又は⑥の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引は適用しないものと  
する。

(ホ) ⑤と⑨から⑪までの割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算  
出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

別紙3中、1. (5) を1. (6) に改め、1. (4) を1. (5) に改め、1. (3) の次に次  
を加える。

(4) ETC車以外の自動車が、スマートインターチェンジを除き、ETC車のみが通行可  
能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行  
する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

① ETC車以外の自動車が、スマートインターチェンジを除き、ETC車のみが通行可  
能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行  
する場合に適用する料金の額及び割引制度は、(1) に定める方法により算出したET  
C車以外の自動車に適用する料金の額及び(2) に定める割引制度のうちETC車以外  
の自動車に適用する割引制度とする。

②①の料金の額等を適用するインターチェンジ及び期間は、事前に届け出るものとする。

別紙3中、2. のうち、「令和45年7月13日」を「令和45年7月9日」に改める。

別紙3中、別添3のうち、「秦野SAスマート」を「秦野丹沢スマート」に、第二東海自動車道横浜  
名古屋線の「秦野」を「新秦野」に改める。

別紙3中、別添4のうち、中央自動車西宮線のインターチェンジ相互間の表について、瑞浪  
から多治見まで※の項から大垣から関ヶ原まで※の項を削る。

別紙3中、別添4のうち、中央自動車道西宮線と第一東海自動車道のインターチェンジ相互  
間の表を削る。

別紙3中、別添4のうち、第一東海自動車道のインターチェンジ相互間の表について、名古

屋から春日井まで※の項を削る。

別紙3中、別添4のうち、東海北陸自動車道のインターチェンジ相互間の表を削る。

別紙3中、別添4のうち、近畿自動車道名古屋亀山線のインターチェンジ相互間の表について、蟹江から名古屋西まで※の項から四日市から桑名まで※の項を削る。

別紙3中、別添4のうち、(注)を削る。



別紙3中、別添7のうち、(1)の表について、名古屋と東海の項を削る。

別紙3中、別添7のうち、(1)の表について、路バスの項の次に次のように加える。

二輪	○	×	×	×	×	○	×	×	×	○	○	○	×	×	二輪
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

別紙3中、別添7のうち、(1)の(注)を次のように改める。

(注)「マイレージ」、「大口」、「深夜」、「休日」、「外環」、「名古屋迂」、「圏央」、「圏央連続」、「E2」、「特定」、「連続」、「短区間」、「障割」、「路バス」及び「二輪」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、深夜割引、休日割引、東京外環自動車道迂回利用割引、名古屋環状2号線等迂回利用割引、首都圏中央連絡自動車道における割引(激変緩和)、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引(激変緩和)、ETC2.0割引、特定区間割引、高速国道との連続利用割引、ETC短区間割引、障害者割引、乗合型自動車(定期路線)割引及び二輪車定率割引を指すものとし、縦と横の交点の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

別紙3中、別添7のうち、(2)の表について、1及び2の項を次のように改める。

1	高速国道との連続利用割引
2	深夜割引、休日割引、首都圏中央連絡自動車道における割引(激変緩和)、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引(激変緩和)

別紙3中、別添7のうち、(2)の表について、6及び7の項を7及び8に改め、5の項の次に次のように加える。

6	二輪車定率割引
---	---------

別紙3中、別添7の次に次を加える。

